

水のいのちとものづくり中部フォーラム 会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、水のいのちとものづくり中部フォーラム（以下「本フォーラム」という。）の会員に関し必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 本フォーラムの事業目的に賛同し、所定の年会費および負担金・分担金を納入する企業、団体等を本フォーラムの会員とする。

2. 本フォーラムの会員は次の4種とする。

- 1)顧問
- 2)幹事会会員
- 3)特別会員
- 4)一般会員

3. 顧問は本フォーラムの発起人および立案者で構成される。顧問には、本フォーラムの理念に沿って、大所高所から助言を求めるものとする。また、年会費および負担金・分担金の負担を免除し、任期を設けない。

4. 公的機関等についての年会費および負担金・分担金については、金銭納入以外の貢献により代えることが出来るものとする。

(年会費、負担金・分担金)

第3条 年会費および負担金・分担金については、企業・団体：年額一口1万円とする。

2. 年会費口数は以下の通りに定める。

- 1)幹事会会員 10口以上
- 2)特別会員 5口以上
- 3)一般会員 1口以上

(特典)

第4条 会員は、次のような特典がある。

- 1)一般会員
 - ・本フォーラムが行う無料セミナー・講演会等への参加(有料の場合は参加費を負担)
 - ・水ビジネスに関する有益な情報の提供など
- 2)特別会員
 - ・本フォーラムが行うすべての(有料含む)セミナー・講演会等への無料参加
 - ・水ビジネスに関する有益な情報の提供など
 - ・プロジェクト実行チームおよびパッケージ試案の策定への参加
 - ・水ビジネスパッケージを形成する企業コンソーシアムへの参加など
- 3)幹事会会員
 - ・本フォーラムの幹事会への参加
 - ・前項に定める特別会員の特典

2. 本フォーラムの運営・進捗状況に応じ、特典の追加・見直しを隨時行う。

(議決権)

第5条 全会員に議決権が付与される。ただし、負担する年会費および分担金・負担金の口数にかかわらず、議決権の数は所属する会員によって以下と定める。

- 1)幹事会会員 10 個
- 2)特別会員 5 個
- 3)一般会員 1 個

(加入手続き)

第6条 会員になろうとするものは所定の手続きをとるものとし、事務局へ報告する。

(会員の自動継続)

第7条 会員の加入期間は、退会の申し出がない限り毎年度自動的に継続されるものとする。

(幹事会会員)

第8条 幹事会へ編入または退会しようとする会員は、幹事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退会させることができる。

- 1)退会を申し出たとき
 - 2)年会費を納入せず、督促後なお年会費を3カ月以上納入しないとき
 - 3)本フォーラムの名誉を毀損し、または本フォーラムの目的に反する行為をしたとき
2. 退会による年会費の返還は行わない。

(パッケージ検討部会)

第10条 パッケージ試案の具現化のため、公的機関への助成申請等、本フォーラムの協力を仰ぎ当該案件が成功裡に導かれた場合は、別途事務局と協議の上、後援使用料を支払う場合がある。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は幹事会にて別途協議する。

附則

この規程は平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

以 上